

# 防衛庁 政府見解 (内閣法制局10月13日協議決裁)

# 昭和47年政府見解 (内閣法制局10月7日決裁)

昭和四十七年一月一三日起案  
昭 和 四 七

長 官 第一部長  
次 長 総務主幹

参議院決算委員会水口  
自衛行動の範囲  
対し提出要求のあった標記  
同庁から当方の見解を

昭和四十七年一月五日起案  
昭 和 四 七

長 官 第一部長  
次 長 総務主幹

参議院決算委員会(昭  
集団的自衛権と憲  
法標記の件について、別紙の  
同委員会に提出して「ウ」

「読み替え」を全否定

参議院水口宏三議員要求資料 防衛庁  
自衛行動の範囲 47.10.14

1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の3要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、…(略))に該当する場合に限られると解している。

わが国に対する～

外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底からくつがえされる

わが国に対する～

同盟国に対する～

読み替え!

7. 1  
閣議決定